津市特定農地貸付要綱

平成１８年１月１日訓第５３号

改正　平成２６年１０月３１日訓第９４号
　　令和３年３月３日訓第８号

（趣旨）

第１条　この要綱は、農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的として本市が行う特定農地貸付け（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第５８号。）第２条第２項に規定する特定農地貸付けをいう。以下「貸付け」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（貸付主体）

第２条　貸付けは、本市が実施するものとする。

（貸付けの用に供する農地の所在等）

第３条　貸付けに係る農地（以下「貸付農地」という。）の所在、地番、地目、面積等は、別表のとおりとする。

２　貸付けに係る貸付料は、貸付農地ごとに別表に定める額とする。

（貸付条件）

第４条　貸付けの条件は、次に定めるとおりとする。

⑴　貸付期間は、３年以内とする。ただし、更新を妨げない。

⑵　貸付けを受ける者（以下「借受者」という。）は、前条第２項の貸付料を市長が指定する期日までに本市に納付するものとする。

２　貸付農地において、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

⑴　建物及び工作物を設置すること。

⑵　営利を目的として作物を栽培すること。

⑶　貸付農地を転貸すること。

⑷　近隣の土地又は指定された区画以外に立ち入り、又は不法駐車等により近隣の住民や他の借受者に迷惑を及ぼすこと。

⑸　廃棄物を投棄すること。

⑹　貸付農地を正当な理由なく不耕作にすること。

（募集の方法）

第５条　貸付けを受けようとする者（以下「申込者」という。）の募集は、一般公募とする。

２　募集期間は、当該貸付農地の利用区画を貸し付けることとなる日の３０日前から１０日間とする。

（申込みの方法等）

第６条　申込者は、前条第２項に定める募集期間内に所定の申込書を市長に提出しなければならない。

２　申込者は、本市の区域内に住所を有する者とする。

３　利用区画は、申込者１人につき原則１区画とする。ただし、申込者の数が募集をした数に満たない場合は、この限りでない。

（選考の方法）

第７条　市長は、前条第１項の規定による申込者のうちから借受者を決定するものとする。この場合において、更新に係る申込者を優先することができる。

２　市長は、申込者の数が募集をした数を上回るときは、前項後段の規定により優先して決定を受けた借受者を除き、申込者のうちから抽選により借受者を決定するものとする。

３　市長は、前２項の規定により借受者を決定したときは、その旨を申込者に通知するものとする。

（利用区画の決定）

第８条　借受者の利用区画は、抽選により決定する。ただし、更新に係る借受者の利用区画は、その従前の利用区画とすることができる。

（土地使用に関する契約の締結）

第９条　借受者は、その利用区画の農地の使用について、本市との間に貸付契約を締結しなければならない。

（貸付農地等の管理）

第１０条　本市は、貸付農地等の適切な管理運営を図るため、貸付農地の利用状況の確認その他必要な業務を行うものとする。

（貸付契約の解約）

第１１条　市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付契約を解約することができる。

⑴　借受者が貸付契約の解約を申し出たとき。

⑵　第４条第２項各号に掲げる行為をしたとき。

⑶　市長が貸付けについて不適当と認めるとき。

２　市長は、前項の規定にかかわらず、貸付農地について本市が有する権原の取得に係る契約の解除その他の事由により、貸付契約を解約する場合は、解約する日前に貸付契約で定める予告期間を置かなければならない。

（貸付農地の返還）

第１２条　借受者は、第４条第１項第１号の規定による貸付期間が終了したとき、又は前条の規定よる貸付契約の解約があったときは、速やかに利用区画を原状に復し、返還しなければならない。この場合において、必要となる経費は、借受者の負担とする。

（貸付料の不還付）

第１３条　既に納めた貸付料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

⑴　借受者の責任によらない理由で貸付ができなくなったとき。

⑵　市長が相当の理由があると認めるとき。

（委任）

第１４条　この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この訓は、平成１８年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この訓の施行前に合併前の河芸町レクレーション農園運営要綱及び安濃町特定農地貸付規程（平成９年安濃町規程第１号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附　則（平成２６年１０月３１日訓第９４号）

この訓は、平成２６年１１月１日から施行する。

附　則（令和３年３月３日訓第８号）

この訓は、令和３年３月５日から施行する。

別表（第３条関係）

番号	所在	地番	地目		面積（㎡）	貸付料（年額）	利用区画数	１区画当たりの面積
			登記簿	現況				
1	津市河芸町上野字鐘鋳場	3329番2 3328番2	田 田	畑 畑	483 154	１㎡当たり60円	7	３５㎡～７３㎡
2	津市安濃町内多字上河原	1038番1	田	畑	545	１区画当たり3,000円	１８	約１９㎡